

「航空の安全の増進に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」に関連する通達の制改定について

平成21年9月
航空局技術部航空機安全課

1. 背景

平成21年4月27日に「航空の安全の増進に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(BASA:Bilateral Aviation Safety Agreement)」及びその耐空性に関する実施取決め(IPA: Implementation Procedures for Airworthiness)が締結されました。

当該BASA及びIPAにおいては、民間航空製品の耐空性に関する両国の認証を相互に受入れ、分担して必要な認証を十分な深度で行うことにより、輸出入の円滑化と航空の安全の増進を図ること等が合意されましたので、今般、これに関連する通達の制改定を行うものです。

2. 概要

(1)サーキュラーNo.1-001

「航空機及び装備品等の検査に関する一般方針」【改定】

第Ⅱ部「型式証明」

- ①IPAに基づき、米国の型式証明(TC:Type Certificate)保有者による我が国のTC申請手続を規定。
- ②我が国との間で航空機等の証明に係る相互承認協定が締結されている外国が証明した航空機に関する我が国のTC申請手続を規定。
- ③外国TC保有者による申請の場合、部品表及び仕様書は、その内容が当該国TCの提出書類(Master Drawing List等)に含まれている場合、それに代えることができることを規定。

第Ⅲ部「追加型式設計承認」

- ①米国の追加型式設計承認(STC:Supplemental Type Certificate)保有者による我が国のSTC申請手続を規定。
- ②我が国との間で航空機等の証明に係る相互承認協定が締結されている外国が承認した追加型式設計に関する我が国のSTC申請手続を規定。
- ③外国STC保有者による申請の場合、部品表及び仕様書は、その内容が当該国STCの提出書類(Master Drawing List等)に含まれている場合、それに代えることができることを規定。
- ④米国STCの場合はIPAに基づき、米国による設計の認証を受入れるとともに、我が国STCを行うための供試機を用いた現状検査の方法として、実機立会いによる現状検査に代えて、試験記録や写真等を用いた書類確認により可能とする場合を規定。
- ⑤外国STCにおいて提出書類とされているInstallation Instruction Drawing又はこれに相当する書類を改造手順書として位置付けを明確化し、航空法施行規則第23条第2項の申請添付書類(参考事項を記載した書類)として規定。
- ⑥追加型式設計承認書の備考欄(又は別紙)に以下の管理情報を記載することを規定。
適用基準、作業区分、外国STC番号、改造手順書管理番号、Master Drawing List番号等

第Ⅴ部「予備品証明」

米国BASA関連:

- ①IPAに基づき、みなし予備品証明が可能な新規製造品として発動機のRebuilt品を追加。

- ②IPAに基づき、Rebuilt 品に対して Production Approval Holder (PAH)が発行する Form8130-3 が予備品証明の提示書類として有効であることを規定。
 - ③IPAに基づき、Direct shipment authorization による輸出耐空証明書として FAA PAH が認める Supplier が発行した Form8130-3 をみなし予備品証明の対象とすることを規定。
 - ④予備品証明において有効な提示書類から FAA Repair Station のタグを削除。
- その他：
- ⑤カナダ規則に基づく Form24-0078 又は Form One が有効であることを規定。
 - ⑥修理作業等の準拠を示す SB 又は CMM 等がタグに記載されている場合は、作業記録又は作業内容の説明資料の提示が不要であることを規定。

(2)サーキュラーNo.1-004

「装備品等型式及び仕様承認に係る一般方針」【改定】

第Ⅰ部「型式・仕様承認」

- ・申請書添付書類の「取扱説明書」を「耐空性を継続するための指示書」に変更し、これに取扱説明書及び耐空性限界の説明を含めることを規定。

第Ⅶ部「FAA に対する TSO 設計承認の申請」

- ①TSO 設計承認取得品を輸出する場合の証明書は安全証明書又は装備品基準適合証とすることを規定。
- ②安全証明書及び装備品基準適合証の発行手続はサーキュラーNo.1-014(輸出証明書関係)、また、BASAの詳細はNo.7-001(相互承認関係)をそれぞれ参照することを規定。

(3)サーキュラーNo.1-014

「航空機等の輸出のための証明書類の発行について」【改定】

- ①IPAに基づき、航空機等を米国へ輸出する場合の以下の手続等を規定。
(航空機)
 - ・我が国が設計国責任を有する航空機を米国へ輸出する場合、輸出耐空証明書を添付(装備品等)
 - ・我が国が設計国責任を有する発動機を米国へ輸出する場合、安全証明書又は装備品基準適合証を添付
 - ・TSO設計承認取得品を米国へ輸出する場合、安全証明書又は装備品基準適合証を添付
- ②米国へ輸出する場合の輸出耐空証明書、安全証明書及び装備品基準適合証には“Export Certificate of Airworthiness”等を明記することを規定。

(4)サーキュラーNo.1-015

「AC21-2x “JAPAN – SPECIAL REQUIREMENTS”(Revised – 2009)」《制定》

- ・IPAに基づき、米国から輸入する航空製品について、我が国の証明(TC、STC、耐空証明等)を受ける際の提出書類を規定。

(5)サーキュラーNo.3-009

「PMA 部品の取扱い」【改定】

- ・型式証明の責任国が米国以外の航空機、発動機又はプロペラに装備される PMA 部品を使用する場合、従来は修理改造検査等を受けなければ認められなかったが、IPAに基づき、型式証明の責任国が米国以外の航空機等にあっても装備することが可能であることを規定。

(6)サーキュラーNo.3-025

「FAA approved Design Data を使用する装備品の Major Repair の取扱い」《制定》

①FAA approved Design Data の受入れについて規定。

装備品の Major Repair を行う場合、航空法第 10 条第 4 項の基準への適合性を設計、修理過程及び現状について証明しなければならないが、FAA 又は DER が承認した FAA approved Design Data は IPA に基づき、設計の証明がなされたものとして受入れることを規定。

②当該 Data を使用して装備品の Major Repair を行う場合の修理過程及び現状の確認方法を規定。FAA approved Design Data を使用する Major Repair は米国制度に基づくため、FAA Repair Station のみで実施可能と規定。修理過程及び現状の確認は、FAA Repair Station が作成する Process Specification を確認することにより行うが、次の2通りの方法がある。

(1)FAA Repair Station が装備品修理改造認定を取得して実施する方法

業務規程に Process Specification 作成・承認に関する社内手続を規定して認可を受けることにより、個別 Process Specification の追加は届出により可能。原則として、個別 Process Specification の適切性は審査対象とせず、航空局は認定事業場の更新検査において、その活動を評価する。

(2)航空運送事業者の技術指令等において Process Specification 及び委託先の評価を具体的に実施する方法

航空運送事業者が認定事業場を未取得の FAA Repair Station に委託する場合は、技術指令等承認を受けた場合に可能であるが、個別 Process Specification の適切性に対する航空局の審査が必要。航空運送事業者は自ら、Process Specification の適切性、委託先の能力及び品質管理体制の評価を行うものとし、Process Specification を入手するか、入手困難な場合は委託先の FAA Repair Station に直接赴いて確認する必要がある。

③FAA に Compliance Document の提出を要請するケースを規定。

IPAに基づき、我が国が必要に応じてFAA approved Design Dataに係るCompliance Documentの提出をFAAに要請する場合を規定。実施するRepairのDesign Dataが環境適合性要件等の我が国の特別要件に影響を及ぼす場合は、当該要件に対する基準適合状況を確認する必要があるため、航空局からCompliance Documentの提出をFAAに要請する。この場合、当該要件に対する設計の適合性は、②(1)の業務規程認可申請又は②(2)の技術指令等承認申請において、認定事業場又は航空運送事業者が確認しなければならない。

(7)サーキュラーNo.4-016

「航空運送事業者が発行する技術指令等の取扱いについて」【改定】

・FAA approved Design Data を使用して認定事業場が装備品の Major Repair を行う場合は、技術指令等の承認が不要であることを規定。IPA に基づき FAA approved Design Data を受入れる方法として認定事業場を活用する場合は、業務規程を含む認定事業場の仕組みにより修理過程及び現状の確認を担保できることから、技術指令等承認は不要となる。

(8)サーキュラーNo.7-001

「外国との航空安全に関する相互承認協定等について」【改定】

・米国との BASA 及び IPA の内容を反映。また、相互承認協定の概要説明を時点修正。

3. スケジュール(予定)

平成 21 年 10 月を目途に上記(1)～(8)に掲げる通達の制改定を行う予定です。